

社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会  
一般事業主 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成30年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。  
男性職員・・・計画期間中に1人以上取得すること  
女性職員・・・取得率を100%にすること

<対策>

- 平成27年4月～ 施設長会を通じ、各育児休業取得率の目標設定を全職員に周知
- 平成27年4月～ 育児休業取得にかかる説明希望者を対象とした相談会の実施

目標2：所定外労働を削減するため、ノー残業デー（水曜日を基本とする。  
水曜日が休業の事業所については別に定める日）を設定、実施する。

<対策>

- 平成27年4月～ 施設長会を通じ、ノー残業デーの実施を全職員に周知
- 平成27年4月～ ノー残業デー実施に向けた管理職への啓発

目標3：計画期間内に、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均で年間10日以上の水準(取得率50%以上)にする。

<対策>

- 平成27年4月～ 施設長会を通じ、目標設定を全職員に周知
- 平成27年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する

# 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（概要）

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の所要の措置を講ずる。

## 主な改正事項

### 1. 次世代育成支援対策の推進・強化（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

（法律の有効期限の延長）

- ① 法律の有効期限を平成37年3月31日まで10年間延長する。

（新たな認定（特例認定）制度の創設）

- ② 雇用環境の整備に関し適切な行動計画を策定し実施している旨の厚生労働大臣による認定を受けた事業主のうち、特に次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものについて、

- ・厚生労働大臣による新たな認定（特例認定）制度を創設
- ・特例認定を受けた場合、一般事業主行動計画の策定・届出義務に代えて、当該次世代育成支援対策の実施状況の公表を義務付ける等

### 2. ひとり親家庭に対する支援施策の充実（母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法の一部改正）

（母子家庭等に対する支援の拡充）

- ① 都道府県等による母子家庭等への支援措置の積極的・計画的な実施や関係機関の連携等に係る規定の整備など母子家庭等への支援体制の充実を図るとともに、高等職業訓練促進給付金（※）等の公課禁止など母子家庭等への支援の強化を図る。

※ 母子家庭の母等が就職に有利な資格を取得するために養成機関で修業する期間の生活を支援するための給付金。

（父子家庭に対する支援の拡充）

- ② ①に加え、父子福祉資金制度（父子家庭に修学資金、生活資金等を貸し付ける制度）の創設等、父子家庭に対する支援を拡充するとともに、法律の題名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

（児童扶養手当と年金の併給調整の見直し）

- ③ 児童扶養手当の支給対象とされていない公的年金給付等の受給者等について、公的年金給付等の額に応じて、児童扶養手当の額の一部を支給する。

【施行期日】 1については平成27年4月1日（①については公布日）

2については平成26年10月1日（③については平成26年12月1日）

（別添1）

## 次世代育成支援対策推進法の概要と改正のポイント （平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法）

10年間の延長

- 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進
- 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進

### 行動計画策定指針

指針の内容を充実・強化

- 国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

（例）一般事業主行動計画：計画に盛り込む内容として、育児休業や短時間勤務に関する取組、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得に関する取組を記載

#### 地方公共団体行動計画の策定

- ①市町村行動計画

- ②都道府県行動計画

→ 地域住民の意見の反映、労使の参画、計画の内容・実施状況の公表、定期的な評価・見直し等

#### 事業主行動計画の策定・届出

- ①一般事業主行動計画（企業等）

- ・大企業（301人以上）：義務
- ・中小企業（101人以上）：義務（23年4月～）
- ・中小企業（100人以下）：努力義務

一定の基準を満たした企業を認定

- ②特定事業主行動計画（国・地方公共団体等）

現行の認定制度の充実

新たな認定（特例認定）制度の創設

計画の策定・届出に代えた実績公表の枠組みの追加

施策・取組への協力等

策定支援等

#### 次世代育成支援対策地域協議会

都道府県、市町村、事業主、労働者、社会福祉・教育関係者等が組織

#### 次世代育成支援対策推進センター

事業主団体等による情報提供、相談等の実施

※ 赤丸：今回の改正法による改正内容、青丸：今後の省令及び指針の見直しに係る検討内容